3学年 日本学生支援機構予約奨学金を申込まれる生徒さん保護者さまへ

申込手続きの留意点について

表題につきまして、日本学生支援機構から下記の通り連絡がありましたのでご参照 ください。

1. インターネット (スカラネット) 入力について

(1) 申込区分について

貸与奨学金の種類について、希望する判定のパターンを予め選択します。【判定を希望する貸与奨学金の 種類を一つ選択】(「申込みのてびき」10ページ) 1. 第1希望:第一種 2. 第1希望:第一種、第2希望:第二種 3. 第1希望:第二種 4. 第1希望:併用貸与 5. 第1希望:併用貸与、第2希望:第一種 6. 第1希望:併用貸与、第2希望:第一種、第3希望:第二種 7. 第1希望:併用貸与、第2希望:第二種

例)「1.第1希望:第一種」を選択した場合第一種の基準に満たない場合は不採用(第二種の判定は行いません)

「6.第1希望:併用貸与、第2希望:第一種、第3希望:第二種」を選択した場合 併用貸与の判定→併用貸与の基準に満たない場合は第一種の判定→第一種の基準に満た ない場合は第二種の判定

(2)入力内容等の確認

インターネット(スカラネット)での入力完了後、申込入力期間中に限り入力時と同じ識別番 号と「マイナンバー提出書」に記載の申込 I D・パスワードで再度ログインすることで、入力 内容や受付番号の確認が可能です。

※入力内容の確認には上記2種類のID・パスワードが必要です。「申込みのてびき」4ページに、あらかじめ控えておいてください。

(3)入力内容の訂正

インターネット(スカラネット)で入力した内容に訂正が生じた場合、「申込辞退届」もしく は「データ訂正届」にて内容の訂正を届け出ていただく必要があります。

ホームページにも「申込辞退届」及び「データ訂正届」を掲載していますので、ご活用ください。

◆「日本学生支援機構ホームページ」の掲載場所◆

ホーム > 奨学金 > 申込方法 > 予約採用 > 予約採用の申込み > 5. 申込データの訂正 <u>※申込区分の変更、希望する奨学金の追加は「データ訂正届」での訂正はできません。</u> 上記の場合、新しい「マイナンバー提出書」で、改めて入力し直す必要があります。

2. マイナンバーの提出について

(1) 確認書類

申込者がマイナンバー(個人番号。以下において同じ。)を提出する際は、「マイナンバー提 出書」に加えて「番号確認書類」(提出するマイナンバーが正しいことを示す書類)及び「身元確認 書類」(マイナンバーを提出する者の身元を示す書類)の提出が必要となります。

「マイナンバー提出書」のセット(水色の封筒)の中に入っている「【重要】マイナンバー(個 人番号)の提出方法」をよく読んで、書類をととのえ、専用の提出用封筒(緑色)に入れて、郵 便局の窓口から簡易書留で送付してください。

(2) マイナンバー提出時の留意点

①スカラネット入力前にマイナンバーを提出してしまい、入力時に「マイナンバー提出書」に 記載の申込 I D 及びパスワードが分からなくなり、入力できないケースが多いのでご注意くだ さい。「申込みのてびき」4ページに、あらかじめ控えておくようにしてください。

②学校へ提出するマイナンバー以外の書類を、誤ってマイナンバー関係書類と一緒に直接送付 するケースが多いのでご注意ください。提出先を間違った場合は、再度作成し直していただく 必要があります。「申込みのてびき」34~35ページをご確認のうえ、提出先を間違えない ようにしてください。